

第5節 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

文部科学省において、学校・地域の実情などに応じた多様な道德教育を支援するため、道德教材の活用をはじめ、道德教育の充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など自治体による多様な事業への支援を行う「道德教育総合支援事業」を実施しており、生命を大切にすることを育成する道德教育の一層の推進を図っている。

(2) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及

文部科学省において、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図っており、小学校の農山漁村での民泊を取り入れた自然体験活動などを推進している。調査研究の成果については、教育委員会の担当者などを集めたブロック協議会を開催するとともに、平成22年7月には「農山漁村での宿泊体験による教育効果の評価について」（報告）を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及を図っている。

(3) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

文部科学省において、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校、家庭、地域社会が一体となって教育上の総合的な取組を推進する「人権教育総合推進地域事業」、学校における人権教育について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究指定校事業」を実施している。

また、学校における人権教育に関する指導

方法の在り方などについて調査研究を行う「人権教育の指導方法の在り方等に関する調査研究」などを実施し、平成20年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」をまとめた。

さらに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者が参加する「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催するとともに、独立行政法人教員研修センターにおいて「人権教育指導者養成研修」を実施している。

(4) 学校における犯罪抑止教育の充実

文部科学省において、平成18年5月に「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を作成して、各教育委員会・学校などに配布し、これらを活用して非行防止教室の実施を始めとした犯罪抑止教育の充実を図っている。

(5) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

文部科学省において、上記「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料（非行防止教室を中心とした取組）」を活用した非行防止教室の実施を始め、子どもへの暴力防止のための参加型学習の取組を推進している。

(6) 家庭における命の教育への支援の推進

文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述している「家庭教育手帳」を文部科学省HPへ掲載し、全国の教育委員会やPTA、子育て支援団体などが主催する子育て講座等での活用を促している。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

法務省において、法教育を推進するための方策について多角的な視点から検討するた

め、法教育推進協議会を開催している。

平成20年度から、同協議会の下に、私法分野における法教育の在り方を検討するための「私法分野教育検討部会」、小学生を対象とした法教育教材の作成を行うための「小学校教材作成部会」を開催し、それぞれ検討を行ってきたが、平成21年度は、両部会からの報告を受けて、同協議会で、「私法分野教育の充実と法教育の更なる発展に向けて」（平成21年5月）、「小学生を対象とした法教育教材例の作成について」（同年8月）を取りまとめ、法務省ホームページに公表した。

平成22年度からは、法教育推進協議会において、法教育推進のための新たな取組として、法教育の中心的な担い手である教育関係者や法律関係者、将来の法教育の担い手となる大学生及び大学院生などを対象とした法教育に関する論文コンクールを実施している。

また、平成22年10月29日には、京都市において、法教育の更なる普及と発展を目的として、法教育シンポジウムを開催した。

(8) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施、犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

内閣府において、11月25日から12月1日までの7日間を「犯罪被害者週間」として設定している。平成22年度は、「被害者の悲痛な気持ちに 時効なし」を標語として、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会を開催するとともに、内閣府・地方公共団体(千葉県、福井県、兵庫県、和歌山県)共催の地方大会を開催した。また、開催結果を、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関へ配布した。

平成23年度においても、中央大会を東京で開催し、地方大会を複数の地域で開催する予定である(P111 コラム7「犯罪被害者週間の実施」参照)。

コラム7

犯罪被害者週間の実施

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国・地方公共団体による施策を十分に実施することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要です。このため、犯罪被害者等基本計画では、内閣府において、警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとされました。平成22年度においても以下のような取組を行っています。

1 標語の募集

犯罪被害者等に関する国民の理解の増進を図るに当たっては、ポスター・パンフレット及び広報番組などで施策の紹介・解説を行うことに加え、簡潔で分かりやすい言葉で訴えることも重要です。このため内閣府では、平成19年度以降、広く国民一般から犯罪被害者等への支援の大切さなどを表現した標語を年1回募集しています。特に平成20年度からは、中高生向けの募集広報を重点的に行うこととしており、平成22年度の応募作品は3,765点に上りました。この中から、徳島県の大学生、宇徳みなみさんの

「被害者の 悲痛な気持ちに 時効なし」が最優秀作品に選ばれ、「国民のつどい」中央大会において担当大臣から表彰するとともに、ポスターなどに使用しました。また、他の優秀作品3点と併せて、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載しました。



最優秀作品の表彰（シンボルマーク・標語）

2 シンボルマークの募集

本年度は、標語の募集に合わせて犯罪被害者等支援の必要性等を国民に広く浸透させること、また、国、地方公共団体、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体等による支援の象徴とすることを目的として、犯罪被害者等支援シンボルマークを募集しました。応募作品は438点に上り、この中から青森県の工藤和久さんの作品が最優秀作品に選ばれ、「国民のつどい」中央大会において担当大臣から表彰しました。今後、様々な場面で犯罪被害者等支援の象徴として活用していきます。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク

3 「国民のつどい」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況や、名誉又は生活の平穩への配慮の重要性について、国民の理解を深めるため、内閣府主催の「犯罪被害者週間」国民のつどい中央大会（12月1日）を開催するとともに、内閣府・地方公共団体等共催の地方大会を、福井県（11月23日）、和歌山県（同月25日）、兵庫県（同月27日）、千葉県（同月28日）の4か所で開催しました。関係省庁、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の協力の下、有識者などの参加を得て、犯罪被害者等に関するテーマについて、基調講演やパネルディスカッションが行われました。また、各会場には犯罪被害者団体や関係機関の取組などを紹介する展示コーナーが設けられました。

各大会来場者に対して行ったアンケートでは、大会について、「有意義である」という回答が9割以上を占めました。また、大会の更なる活性化や継続を要望する意見もあり、広報・啓

発の必要性・重要性が明らかとなりました。

開催結果については、内閣府犯罪被害者等施策ホームページに掲載するとともに、報告書として関係機関に配布しました。

平成23年度も引き続き、内閣府主催の「国民のつどい」中央大会を東京都内で開催するとともに、内閣府・地方公共団体等共催の地方大会を、新潟県、石川県、広島県、鹿児島県の4県で開催する予定となっています。



福井大会



和歌山大会



兵庫大会



千葉大会

4 その他の取組

犯罪被害者週間とその前後の期間においては、都道府県や関係機関において独自のシンポジウムや街頭キャンペーンなど様々な取組が行われました。内閣府においても、ポスターなどを作成・配布しました。平成23年度以降も、より効果的な手法を検討しながら、様々な広報啓発に取り組む予定です。



犯罪被害者週間ポスター

(9) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

内閣府において、春（平成22年4月6日から同月15日）と秋（平成22年9月21日から同月30日）の全国交通安全運動において、「子どもと高齢者の交通事故防止」などを基本として、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴えた。

法務省において、平成22年度においては、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動年間強調事項の1つとして掲げ、人権週間（12月4日から同月10日）を始め、1年を通して、全国各地で、講演会などの開催、啓発冊子の配布などの啓発活動を実施している。

厚生労働省において、児童虐待について各界各層の幅広い国民の理解を深め、社会的関心を喚起するため、11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施している。平成22年度は、「見すごすな 幼い子どもの SOS」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ひろしま」の開催（11月23日）、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体（テレビ、新聞など）による広報啓発などを行い、関係省庁や地方公共団体、関係団体などと連携した集中的な広報啓発活動を実施している。

全国交通安全運動ポスター 児童虐待防止推進月間ポスター



提供：厚生労働省

(10) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

内閣府において、政府広報などを活用し、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動などについて広報を実施している。

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムなどの開催・後援や様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体などが取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を行っている（犯罪被害者支援に関する国民の理解と共感の増進に要する経費（国費）：23年度 3百万円）。

また、広報用冊子「警察による犯罪被害者支援」を発行するとともに、警察による犯罪被害者支援ホームページ（<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）を通じ、警察による犯罪被害者支援に関する理解増進に努めている。



提供：警察庁

コラム8

社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた取組について

犯罪被害者やその家族・遺族が受ける被害は、犯罪行為そのものによって生じる心身の被害のみではありません。周囲の人々による心ない言動による二次的被害、職を離れざるを得なくなることによる経済的困難、社会からの孤立感など、その影響は広範囲かつ長期にわたります。したがって、犯罪被害者等が再び平穏な生活を取り戻すことができるようにするためには、犯罪被害者等に対する犯罪被害給付やカウンセリングの提供など、官・民の関係機関・団体による支援のみならず、被害者等の日常を取り巻く存在である地域社会や学校・職場、さらには将来の社会を支える子どもたちに犯罪被害者等が抱える困難や思いについて理解を深めてもらい、社会全体に犯罪被害者等を思いやり、犯罪被害者等を支える気運を醸成することが重要です。

このような観点から警察庁では、平成20年度及び21年度に中学、高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催や、大学生等を対象とした被害者支援に関する社会活動への参加を促進するなどの施策からなる「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり事業」を全国10道府県においてモデル事業として推進し、その成果を踏まえ、平成22年度からは全国において、被害者等のご協力を得ながら、警察、教育委員会、民間被害者支援団体等が連携して、積極的な取組が進められています。

1 主な取組み

(1) 「命の大切さを学ぶ教室」等の開催

中学校、高等学校等において、犯罪被害者等がその思いを直接、生徒に語りかけてもらうものです。生徒たちからは「命の大切さや生きることのすばらしさを感じ、同時に犯罪の加害者には絶対ならないと誓いました。」「私は死にたいと思ったことがあります。でも家族が悲しまないためにも死にたいと思っははいけない。」などの声が寄せられ、生徒が犯罪被害者等の思いや立場を理解する契機となり、さらには自分や他人の命を大切にすること、いじめや暴力などの犯罪行為をやっははいけないとの意識の啓発につながっています。

講演する被害者等にとっても、自らの思いが生徒たちに共有されることで心の支えになっています。

(2) 大学生による被害者支援関係ボランティアへの参加

大学において行われた犯罪被害者支援に関する講義を通じて、犯罪被害者支援に係る社会参加活動について関心を持った学生等によって、犯罪被害者支援のイベントや街頭キャンペーン等のボランティアへの積極的な参加が行われています。



中学校における被害者遺族の講話



学生ボランティア登録証交付式



学生ボランティアの活動状況

(3) 各種会合における犯罪被害者等による講演

民間被害者等支援団体や自治体等と連携して、安全・安心まちづくりや交通安全運動関係のイベントのほか、自治体職員や関係者の研修会等、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等による講演を開催しています。



自治体職員に対する研修会

2 全国における実施状況

年度	推進事項 「命の大切さを学ぶ教室」	大学生に対する講義やボランティア活動	各種会合における講演等の実施
21年度	36都道府県で実施 (288回)	29都道府県で実施 (115回)	全都道府県で実施 (500回)
22年度 上半期	40都道府県で実施 (195回)	26都道府県で実施 (89回)	45都道府県で実施 (496回)

(注 22年度上半期は暫定値である。)

3 開催にあたっての留意事項

被害者等の講演を開催するに当たっては、次のような点に留意しています。

(1) 講演者へのサポート

犯罪被害者等にとって、家族の突然の死の経験等を講演することは、精神的負担が大きいことを念頭に、講演の依頼に当たっては主催者や講演者との綿密な打合せや講演者への付添い、講演後の精神的ケアを行うなど、犯罪被害者等が安心して講演ができるように努めています。

(2) 聴講者の心情への配慮

講演の内容が、人の死というものに言及する機会が多いことを踏まえ、聴講者、特に中学生、高校生等の心情に対する影響等について、学校等と緊密な連携を図ることとしています。